

令和5年第7回佐伯市農業委員会議事録

日 時： 令和5年7月4日（火曜日） 13時30分～17時22分

場 所： 佐伯市役所 6階 大会議室

出席農業委員： 1番 宮脇 保芳 2番 松尾 孫重 3番 山田 美之 4番 河野 周一
5番 吉良 勝彦 6番 波戸崎 孝 7番 矢野 弥平 8番 谷川 亨宏
9番 小野 隆壽 11番 竹中 裕子 12番 高畠 千恵美
13番 塩月 吉伸 14番 三又 勝弘 17番 冨田 寿志

出席農地利用最適化推進委員： 佐伯1区 松本 仁 佐伯3区 安藤 博 佐伯5区 笠村 由喜
佐伯7区 池田幸利 弥生1区 荒木 廣樹 弥生2区市原 洋一 鶴見区 三又秀喜

事務局：事務局長 橘 公展 副主幹 東木原 一義 副主幹 天野 仁 主事 小野 颯月

農政課：総括主幹 河合 和政 主事 木本 匠

議事日程

- (1) 議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 議案第21号 農地法第4条の規定による許可申請について
- (3) 議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (4) 議案第23号 農地転用許可に係る事業計画の変更承認について

その他 ①農用地利用集積計画（案）について（農政課）

②利用権設定の推進について（お願い）（農政課）

③農用地利用配分計画（案）の意見聴取について（農政課）

④佐伯市農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出について

⑤非農地証明願について

務

（会長）

はい。

もう検討委員会で挨拶しましたので、引き続き総会を開催したいと思います。

慎重審議をお願い申し上げまして、簡単ですけども、挨拶に代えさせていただきます。

はい。

（局長）

ありがとうございます。

ちょっと順番を全然飛ばしてしまいました今日の欠席委員は、10番の小野美智子委員。

16番の田原俊英委員。

二名ちゅうことで、本日の出席者は14名です。

よって、本会議が成立することを証します。

また、推進委員については関係する案件のみの発言となりますので、ご了承の方よろしくお願ひします。

それでは農業委員会会議規則4条により会長が議長になりますので、会長の方に進行をお願いします。

(会長)

はい。

それではしばらく間議事進行させていただきますのでよろしくお願いします。

議事録の署名用 6 番波戸崎孝委員、7 番矢野弥平委員をお願いします。

よろしいですか。

はいお願いします。

議事に入ります前に、事務局から議案の説明をお願いします。

(局長)

はい。それでは議案書の 2 ページをお開きください。

本日の農地案件の件数及び面積につきまして、説明をいたします。

農地法第三条件数は 14 件。田が、6948 平米、畑が 5943.57 平米、合計 1 万 2891.57 平米。

農地法第四条件数は 4 件。田が、495 m²畑が 846 m²合計 1341 m²。

農地法第 5 所件数は 8 件。田が 4599 平方メートル。

畑が 998.84 平方メートル。

合計 5597.84 平方メートル。

総数の合計件数が 26 件。

合計面積が田が 1 万 2042 平方メートル。

畑が 7788.41 平方メートル。

総合計面積が 1 万 9830.41 平方メートル以上を提案いたします。

審議のほどをよろしくお願いいたします。

(会長)

はい。

ただいま事務局より件数及び面積総括の説明がございましたが、質問等ございませんか。

はい。

ないようですので、議事に入りたいと思います。

それでは、議案第 20 号、農地法第三条の規定による許可申請についてを議案審議いたします。

まずは 3 条の 1 番について、事務局の説明の後、矢野推進委員さんからの意見ををお願いします。

(小野)

はい。

住宅地図の冊子 1 ページをご覧ください。

今回の申請は売買による所有権の移転です。

申請農地は農業振興地域内の農地です。

譲受人は自己所有地で野菜を栽培しているとのこと。

農業経営に必要な農機具は所有しております。

農業は、譲受人と妻の 2 人で行うとのこと。

農地取得後は果樹栽培する計画です。

取得後の耕作面積は 6.56 アールとなります。

今後、農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われ。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして矢野推進委員さんお願いします。

(矢野推進委員)

特にですね問題はございません。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明、そして推進員さんからも、特に問題なしとの意見がございました。

それでは三条の一番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

ないようですので取りまとめたいと思います。

それでは三条の一番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして三条の2についてです。

それでは事務局の説明など日高推進委員さんからの意見をお願いします。

(小野)

住宅地図の冊子2ページをご覧ください。

今回の申請は贈与による所有権の移転です。

申請農地は農業振興地域内の農地です。

農業経営に必要な農機が所有しております。

農業は、譲受人と子2人で行う予定とのことです。

農地取得は果樹と野菜を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は8.84アールとなります。

今後農業を行うので、申請納期周辺地域への農業上の支障は予想されないと考えられます。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。

それでは続きまして日高推進委員さんお願いします。

(飛高推進委員)

今後の農業を行うということですので、問題はないと思います。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは三条の2番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

ないようですので取りまとめたいと思います。

それでは三条の2番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

賛成多数ということで、許可したいと思います。

続きまして、三条の3番についてです。

事務局の説明の後、藤原推進委員さんからの意見ををお願いします。

(小野)

住宅地図の冊子、3ページをご覧ください。

今回の申請は、売買による所有権の移転です。申請農地は、農業振興地域内の農地です。

譲受人は自己所有地で米や野菜を栽培しているとのこと。

農業経営に必要な農機具を所有しております。

農業は譲受人と母妻の3人が行っているとのこと。

農地取得は米を栽培する予定です。

取得後の耕作面積は67.85アールとなります。

今後農業を行うので、申請納期周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われま。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして藤原推進さんをお願いします。

(藤原推進委員)

藤原です。

事務局からの説明につか得ることはございませんが、お母様をはじめご主人が勤め人でありま

が、3人とも前向きに農業やっております。

以上です。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明そして担当推進員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは三条の3番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら、挙手をもってをお願いします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは三条の3番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして、三条の4番について、事務局の説明と、山田推進さんが欠席のようでございますので、推進委員さんの意見も合わせて説明をお願いします。

(小野)

住宅地図の冊子4ページをご覧ください。

今回の申請は、売買による所有権の移転です。

申請納期は農業振興地域内の農地です。

農業は手作業で行うとのこと。

農業は、譲受人と子の2人で行う予定とのことです。

農地取得は果樹を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は11.03Rとなります。

今後農業を行うので、申請農地周辺地域への農業利用の支障は予想されないと考えられます。

担当の推進委員からはもう特に問題ありませんとの意見が届いております。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。

事務局から説明、そして担当推進さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは三条の4番について、これより検討を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは三条の4番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして三条の5番についてです。

事務局の説明の後市原推進委員さんからの意見をお願いします。

(小野)

住宅基準の冊子5ページをご覧ください。

今回の申請は贈与による所有権の移転です。

申請農地は農業振興地域内の農地です。

譲受人は自己所有地で野菜を栽培しているとのことです。

農業経営に必要な農機具は所有しております。

農業は、譲受人と妻の2人で行う予定です。

農地取得後は野菜を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は1.66アールとなります。

今後の農業を行うで、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと考えられます。

また、農地のうち、別にコンクリートがっておりますが、農地におけるための道として利用するため、農業利用の支障は予想されないと考えられます。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして市原推進委員さんお願いします。

(市原推進委員)

特に問題になることはないと思われれます。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明、そして担当推進員さんからも特に問題ないとの意見がございました。

それでは、三条の5番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら、挙手をもってお願いします。

はい。

なしの意見がございましたので、取りまとめたいと思いますそれでは三条の5番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして三条の6番についてです。

事務局の説明の後市原推進委員さんからの意見ををお願いします。

(小野)

住宅地図の冊子。

6ページをご覧ください。

今回の申請は贈与による所有権の移転です。

申請農地は農業振興地域内の農地です。

譲受人は自己所有地で米や野菜を栽培してとのことです。

農業経営に必要な農機具が所有しております。

農業は、譲受人と夫の2人で行う予定です。

農地直後は野菜を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は19.46アールとなります。

今後農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと考えられます。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして市原推進委員さんをお願いします。

(市原推進委員)

この件も特に問題になることはないと思われま

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明、そして担当推進員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは三条の6番についてはこれより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思いますそれでは三条の6番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして三条の7番及び8番について関連がありますので、一括審議とします。

事務局の説明の後、笠村推進委員さんからの意見ををお願いします。

(小野)

住宅地図の冊子、7ページをご覧ください。

関連がありますので、3条七、八を一括して説明させていただきます。

今回の申請は、売買による所有権の移転です。

申請農地は、農業振興地域内の農地です。

譲受人は自己所有地で野菜を栽培しているとのことです。

農業経営に必要な農機具は所有しております。

農業は譲受人1人で行うとのことです。

農地取得後は果樹を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は20.74あるとなります。

今後農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われま

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして笠間の推進さんお願いします。

(笠村推進委員)

特に問題はないと思われま

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明、そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは3条の7番及び8番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたと思いますそれでは三条の7番及び8番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして関連がありますので、三条の9番10番について一括して審議いたします。

事務局の説明の後、松本推進委員さんからの意見をお願いします。

(小野)

住宅地図の冊子8ページをご覧ください。

関連がありますので、三条9、10を一括して説明させていただきます。

今回の申請は、売買による所有権の移転です。

申請農地は、農業振興地域内の農用地です。

譲受人は自己所有地で果樹を栽培しているとのことです。

農業経営に必要な農機具が所有しております。

農業は譲受人と妻、臨時雇用の2人の計4人で行う予定です。

現状は田ですが土を入れ畑にする計画です。

農地取得後はカボス栽培する計画です。

取得後の耕作面積は497.93アールとなります。

今後農業を行うので、申請農地周辺地域への農業用の支障は予想されないと思われま

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして、松本推進委員さんお願いします。

(松本推進委員)

特に問題ないと思われます。

(会長)

はい。ありがとうございました。

事務局からの説明、そして担当推進員さんからも問題なしとの意見がございました。

それでは三条の 9 番 10 番についてこれより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

ありませんか。

ないようでございますので、取りまとめたいと思います。

それでは三条の 9 番 10 番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして関連がありますので、三条の 11 番、12 番について一括審議いたします。

事務局の説明の後、笠村推進さんからの意見をお願いします。

(小野)

住宅地図の冊子、9、10、11 ページをご覧ください。

関連がありますので、三条 11、12 を一括して説明させていただきます。

今回の申請は、売買による所有権の移転です。

申請農地は、農業振興地域内の農地です。

譲受人は自己所有地で米や果樹を栽培しているとのこと。

農業経営に必要な農機具を所有しております。

農業は譲受人と子、子の妻の 3 人で行う予定です。

農地取得ばかりを栽培する計画です。

取得後の耕作面積は 14.353 アールとなります。

今後農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われます。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

それでは続きまして、笠原推進委員さんお願いします。

(笠村推進委員)

現状の写真はですね非常にとてもいいような状況ですけれども、現地調査がした時は、本人が全部これ草から木を全部刈り取っておりまして、この後、写真の後にですね、特に何も問題はないと思われます。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局から説明させて担当推進委員さんからも問題なしという意見がございました。

それでは、三条の 11 番、12 番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは三条の 11 番、12 番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで許可したいと思います。

続きまして三条の 13 番についてです。

事務局の説明の後、山田推進委員さんの意見も併せてお願いします。

(会長)

住宅地図の冊子 12 ページをご覧ください。

今回の申請は売買による所有権の移転です。

申請農地は農業振興地域内の農地です。

農業経営に必要な農機が所有しております。

農業は譲り受け人の父、母の 3 人で行う予定とのことです。

農地取得後はサツマイモ栽培する計画です。

取得後の耕作面積は 4.41 アールとなります。

今後農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われま

す。担当の推進委員からは特に問題ないとの意見が出ております。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明そして担当推進員さんからも、特に問題なしとの意見がございました。

それでは三条の 13 番についてこれより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは三条の 13 番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして三条の 14 番についてです。

事務局の説明の後、飛高推進委員さんからの意見をお願いします。

(小野)

住宅地図の冊子 13.14 ページをご覧ください。

今回の申請は、贈与による所有権の移転です。

申請農地は、農業振興地域内の農用地及び農地です。

譲受人は自己所有地で野菜を栽培しているとのことです。

農業経営に必要な農機具を所有しております。

農業は、譲受人と夫と父の 3 人で行う予定とのことです。

農地取得後は果樹栽培する計画です。

農地に倉庫が建っておりますが、農業用倉庫として利用するとのことです。

取得後の耕作面積は 20.37 アールとなります。

今後の農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われま

す。事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。

それでは続きまして飛高推進委員さんお願いします。

(飛高推進委員)

はい。

今後、農業を行うということですので、問題はないと思います。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明、そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは三条の14番についてこれより意見等を求めたいと思います。

何かございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは、三条の14番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

以上で農地法第三条の14件の審議を終わります。

続きまして、6ページの議案第21号農地法第4条の規定による許可申請についてを議案審議いたします。

四条の一番についてですが、事務局の説明の後、笠村推進委員さんの意見をお願いします。

(東木原)

はい。

四条の一番について説明いたします。

お配りしている地図の15ページをご覧ください。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い、第二種農地の畑です。

植林の用途による申請です。

申請地は、農地として耕作できなくなり、申請者の親が、昭和年月日不詳にヒノキを約100本植林しているため、今回始末書を添付しての追認申請となっております。

申請地周辺は林地化しているため、日照通風の影響はないものと思われます。

水利権はありません。

許可基準は運用通知第2、(1)1(イ)。

第二種農地の許可要件申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することによっては、当該申請に係る事業の目的を達成することができないと認める場合に該当します。

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして笠村推進委員さんお願いします。

(笠村推進委員)

はい。

始末書も出ておりますし、特に問題はございません。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明、そして担当推進員さんからも始末書も出ており、問題ないという意見のよう

でございます。

それでは、四条の一番についてこれは意見等を求めたいと思いますがございましたら、挙手をもってお願いします。

はい。吉良委員。

(吉良委員)

ちょっと気になるんだけど、いつも始末書が出てるんで問題ありませんというような意見が出るんだけど。

始末書の内容次第、内容が大事じゃないかと思うんやな。

今回の行為について言う問題があったら責任持ちます。

すいませんでしたっゆうんならまだいいんだけど。

ただ、埋め立てて無知でやりました。

すいませんでしたという内容で、後の問題は関係してくれと思うんだけど、事務局に責任が。かぶる恐れがある。

無届けでやったんならやったように、問題が発生、ここの件で問題があったときには、始末書がない必要じゃないかなと。

報告の時に、内容まで話す必要ないんだけど、受け付けの事務局を、私はそのぐらいの気持ちを持った方がいいんじゃないかなと。

気がします。

事務局の方、何か。

報告ありますか。

回答。

(東木原)

はい。

ですね委員さんがおっしゃったように実際は始末書の方では、ちょっと始末書の文面を見ますと、農地法許可を受けるべきところを事前着工していたことは法律に違反しており、深く反省をしていますと、今後はこのような不始末を二度と起こさないよう、万全の注意をいたしますので、今回の瑕疵につきましては、寛大なご承知をお願い申し上げますという始末書の文面になっております。

(会長)

はい。

吉良委員。

(吉良推進委員)

はい。

吉良です。

お詫びとしては立派な文章になってるんだけど、隠れた問題が起きたときに、その行為によって起きたときに、どうするんですか、そういうのが起きた場合でもちゃんと責任持って対処しますっていう文章になっとったほうがいいんじゃないですかということ。

(会長)

担当事務局。

(東木原)

はい。

案件でもそれぞれ内容がありますので私の担当としてもですね、今後同じことが起きないように、事務の受け付けをしていきたいと思っております。

(会長)

よろしいですか。

(局長)

隠れたことが発生したらっていうところが、ちょっと事務局がぼっとう把握できてないっっちゃうかどうか意味合い吉良さんもう1回隠れた案件が発生したときのことを考えたっていう意味合いをもう1回説明してもらっていいですか。

(吉良推進委員)

例えばな。

無届けで埋めました。

知らんで無知で埋めました。

っっちゃうとこやな。

それでお詫びで入れとるわけや。

だけどその中に水路があったとか。

字図にはないけど、約束地域の約束事で水路が入ったのに、埋めてしまったとか、そういう全く事務局受けた人わからんことはあると思います。

そういうも含めて問題があった時には、行為をしたもんは責任持って対応しますっていうことを入れとった方、同じ始末書でも、そこまでの始末書を書いとった方が事務局もあといろいろ起こらんでいいんじゃないんですかという。

(局長)

はい。

ありがとうございます。

事務局、東木原君。具体的な話が今出た水路があったと。

追認だから申請は、遅かりしながらも申請を受けるわけだから水路があった時の対応。

どうしますか。

(東木原)

はい。

水路があったということで里道もそうなんですけども。

ですね里道管理してるのが、佐伯市であれば、先の用地管理下の方に、そこを埋めてしまってるのであれば形状変更の届け出を出していただいたり、中にはですねやっぱり原状復旧原状回復をしていただくことまでは市の方から、担当部署から求められることがあると思います。

その対応した後、農業委員会も農地転用許可の追認申請をいただいて、あと、残った部分を追認許可できるかという審議をさせていただきたいなど。

考えてます。

(会長)

吉良委員ですか。

いいですか。

(吉良推進委員)

くだいようだけど、要は事務局が見えない貸し事項というのは、隣の人と話し合いとか、いろいろと価値のことが身をもってんわからんことはあると思うんやわ。

そういう時の用心のためにも、無届であった場合に発生した件に対しては、申請者の方が責任持ちますという、同じ始末書でも内容次第ではちゃんとした始末書をもろうとかんとのとまずいんじゃないですかってこと、それはもう今後私もこれが最後やから。

事務局は、あと後々なんかで怒鳴り込んでこられんように、無届でやった人間が、責任があるんだから。

そちらに行ってくださいという話ができるような文章をもらっとったほうがいいんじゃないですかということですよ。

もうあとはいいです。

(局長)

大変心配してもらってるのはよく伝わりましたまずは追認する時に、諸問題が秘めてないかっちゅうのをまずは聞き取り調査。

をして、ちゃんと見抜けるかっちゅうところが一番大事なことやと思う。

字図に出てくる水路であれば、当然図面にあるからそれはわかるんだけどそれじゃなかったりする問題の時は、やっぱし本人に聞くか周りから聞くかっちゅうことをせんといけんと思いますので、そこは我々事務局として肝に銘じて、今こういう文面でちゅうことはなかなかお答えしにくいところはありますので。

そういうことが起こらないように細心の注意を払いながら時としては、始末書の文面についてもよう検討しながら慎重に対応してもらおうというアドバイスをいただいたちゅうことで、肝に銘じていきたいと思いますありがとうございます。

(会長)

はい。

他にどなたかご意見ございませんか。

はい意見もないようでございますので、ここで取りまとめたいと思います。

四条の一番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可します。

続きまして42番について、事務局説明の後、市原推進員さんの意見をお願いします。

(東木原)

はい。

四条の2番について説明いたします。

お配りしてる地図の16ページをご覧ください。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い、第二種農地の他です。

貸駐車場及び貸資材置き場用地としての用途による申請です。

申請地に隣接するアパートは入居可能戸数、9戸に対し、区画された専用駐車場は3台程度しかなく、残りの2台程度は、アパート1階部分の洗濯物を干し場前に、縦列駐車している状況です。

よって、入居可能戸数9戸、駐車場必要台数順に12台程度に対して8台程度の駐車スペースが不

足しているため、既存駐車場に隣接する申請地を当該駐車場として利用する計画です。

また、駐車場の奥側のスペースは、知人の資材置き場用地として利用し、申請者が申請地全体の土地を造成して、各賃借人に貸し付ける計画です。

申請地では、アパート入居戸数、入居者様の 8 台分の駐車場及び間知石、護岸ブロック等の一式の資材置き場を設けます。

造成工事は 60 センチの盛土及び整地を行いますが、コンクリート擁壁を設けるため、土砂の流出崩壊の恐れはないと思われま

す。また、雨水は自然浸透します。

水利権はありません。

許可基準は第二種農地の許可要件に該当します。

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして市原推進委員さんお願いします。

(市原推進委員)

ここは周辺が住宅の多いところで、その中で、特に問題はないと思われま

す。(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明、そして担当推進員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは 4 条 2 番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたがございましたら、挙手をもってお願いいたします。

ありませんか。

はい。

ないようでございますので取りまとめたいと思います。

四条の 2 番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで許可とします。

続きまして 4 条の 3 番についてです。

事務局の説明の後、笠村推進委員さんの意見をお願いします。

(東木原)

はい。

四条の 3 番について説明いたします。

お配りしてる地図の 17 ページをご覧ください。

申請地は、都市計画区域内、第二種住居地域の第三種農地の畑です。

庭園用地としての用途による申請です。

申請地は、農地法制定以前の昭和 26 年に売買による取得後、売買により取得後、申請者の親が庭園用地として利用していたため、今回、始末書を添付しての追認申請となっております。

新たに工事をすることはありませんので、周囲への被害はありません。

水利権はありません。

許可基準は、運用通知第 2、1 の (1) のの両括弧 2 の、第三種農地の許可要件、第三種農地の転用は許可をすることができるに該当します。

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして笠村推進委員さんお願いします。

(笠村推進委員)

はい。

これについても追認ということで、始末書が出ております。

先ほどの案件ではないんですが、吉良委員の心配するようなことは一切ないと思われまして、問題ないと思われまして。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明、そして担当推進さんからも、追認案件で遺憾であるけれども、始末書が添付されており、現状については問題ないというふうな意見でございます。

それでは四条の 3 番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

四条の 3 番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可します。

続きまして四条の 4 番についてです。

事務局の説明の後、小川推進委員は帰ってきてないようですので、事務局合わせて説明をお願いします。

(東木原)

はい。

4 条の 4 番について説明いたします。

お配りしてる地図の 18 ページをご覧ください。

申請地は、農業振興地域内にある農用地区域内農地の畑です。

農地造成としての用途による申請です。

申請地は前回令和 2 年 7 月、7 月 14 日付農地造成許可により、嵩上げや行われており、今回、盛土高戸表土が不足しているため、追加でかさ上げを行う計画です。

造成後は畑として、家庭用作物を作付する計画です。

申請地では、縦横 10 メートル、高さ 1、1 メートル程度のすり鉢状の凹地を回収を行いますが、土砂を凹地へ搬入するため、土砂の流出崩壊の恐れはないと思われまして。

木立土地改良区から、農地転用に伴う措置等について協議が整い、同意する旨の意見書が添付されています。

許可基準は運用通知第 21 の (イ) 両括弧 2 の C の両括弧農用地の許可基準の例外規定、一時的な

利用に供するものに該当します。

事務局の説明は以上です。

担当の推進委員さんからは特に問題ない旨の意見書をいただいています。

以上です。

(会長)

はい。

事務局からの説明そして担当推進委員さんからも、特に問題なしとの意見がございました。

それでは四条の4番についてこれより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

四条の4番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで許可とします。

以上で農地法第4条の4件の審議を終わります。

続きまして7ページの議案第22号農地法第五条の規定による許可申請についてを、議案審議いたします。

まず五条の一番についてですが、事務局の説明の後から岡田推進委員さんの意見を申し上げます。

(東木原)

はい。

五条の一番について説明いたします。

地図の19ページをご覧ください。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い、第二種農田のです。

資材置き場用地としての用途による申請です。

譲受人は山林、立木の買い取りを行っている法人であり、買い取りした立ち木等大型車両での搬入が可能な原木置き場に置く必要があります。

今回、既存の原木置き場が手狭にであるため、林道から直接搬入ができる当該申請地を原木置き場の拠点として利用する計画です。

申請地では、大型車両での搬入が可能な原木置き場を設けます。

造成工事は、整地及び林道からの進入口にコンクリート舗装のみのため、土砂の流出崩壊の恐れはないと思われま。

また、雨水は自然浸透します。

水利権はありません。

許可基準は運用通知、第2、1両括弧1の下の表(イ)、第二種農地の許可要件申請に係る農地に変えて、周辺の他の土地を供することによっては、当該申請に係る事業の目的を達成することができないと認められる場合に、該当します。

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして岡田推進さんをお願いします。

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明、そして担当推進員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは、五条の一番についてこれより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

五条の一番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可とします。

続きまして五条の2番についてです。

事務局の説明の後山田委員さんの意見も併せてお願いしたいと思います。

帰ってきた。

すいません。

事務局の方で話をお願いします。

(東木原)

五条の2番について説明いたします。

地図の20ページをご覧ください。

申請地は、都市計画区域内、第二種中高層住居専用地域の第三種農地の田です。

資材置き場用地としての用途による申請です。

譲受人が所有する用水場施設のメンテナンスに使用する資材の一部については、工場まで、その都度持ち帰っていましたが、効率が悪く、また手狭となったため、近隣である申請地の一部を当該資材置き場として利用する計画です。

また、申請地のメンテナンス道具、重機等の置き場としても利用する計画です。

申請地では、用水場施設メンテナンス資材単管、塩ビ管、木材など及び、申請地メンテナンス道具、重機等、ミニバックホー、キャリー、水中ポンプ、発電機、一輪車などの資材置き場を設けます。

造成工事は、50センチの盛土20センチの砕石舗装を行いますが、法面は土砂処理のため、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われれます。

また、雨水等は新設予定の集水管既存排水ポンプにより排水します。

高畑遺跡土地改良区から、農地転用に伴う措置等について協議が整い、改良区の意見を遵守することで、差し支えない旨の意見書が添付されています。

許可基準は、運用通知第2、1、(1)の(イ)、第三種農地の許可要件、第三種農地の転用は許可をすることができるに該当します。

事務局の説明は以上です。

担当の推進さんから、雨水等は、集水管、排水ポンプを設置することなので、近隣にも影響はなく、特に問題ない。

と思われる旨の意見書をいただいております。

以上です。

(会長)

はい。

事務局からの説明、そして担当推進員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは五条の2番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

吉良委員。

(吉良推進委員)

吉良です。

この問題はですね、手続き上は事務局を受け付けて、うちの方も、許可じゃなくて条件付きの意見書を出しております。

そこは誤解のないようにして、許可というような条件付きの改良区としての、文書意見書です。

それとこれ読むんか知らんけど線を引っ張ってる多分図面が出ると思う。

先日もちょっと話したんだけど。

今度買主がうちの方に来ました。

昨日お話ちょっとして、測量しとるけど、これはあんた方の勝手の図面であって、うちは認めた図面じゃないからなという話はしております。

これはそういう後々それが生きられたら困るからといって、この農業委員会でこの話出しても無駄かもしれんけど、意見としてはそういうことです。

でも、今言ったように、駄目ですよ。

作ったらいけませんということは言ってません。

それでちょっと余分ですけど、これは土地改良区の組合員の入つとる譲り渡し人の土地改良区の管理管理っていったらいいんだけど、組合に入つとる土地です。

この農業委員の転用についてはあんまり直接的な問題はないんだけど。

今先ほど木立とか大野谷とか土地改良区の土地を処分するときには、脱退の手続きがあります。

この手続き上、若干不備がありました。

それは修正してもらってやってます。

だからその辺のところを、今後はちょっとうちもちょっと前のようなところもあつたけど、今後、土地改良区のと水組の関連の土地、重々事務局もチェックしてってください。

私も今後は、もうちょっと厳しくって言ったら語弊があるんだけど、そういう感覚で臨みたいと思います。

今度は農業委員の立場を外れ、外れますけどまず推進委員があるからあんまりきついことは言えんけど、フリーになったらやることは何ぼでもあります。

だけど、事務局を困らせるつもりはないで十分事務局も、そういう思いでちょっと受け付けていただいた方が、先ほどの聞きましての件じゃないですけど、できるだけ負担のないような形で、後々問題が起きないような形で、次、事務局も承知しておいたほうがよろしいかと思います。

以上です。

(会長)

はい。

局長。

(局長)

はい。

適切なアドバイスを肝に銘じて、今後の事務にあたりたいと思います。

ありがとうございます。

(会長)

はい。

他にどなたかご意見ありますか。

はい。

ないようでございますので取りまとめたいと思います。

五条の2番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

賛成多数ということで許可とします。

五条の3番についてです。

事務局の説明の後、市原推進委員さんの意見をお願いします。

(東木原)

はい。

五条の3番について説明いたします。

地図の16ページをご覧ください。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第二種農地の田です。

貸資材置き場用地としての用途による申請です。

借人が代表を務める製材所は、既存の原木、木材置き場が手狭となっており、製材作業に支障をきたしている状況です。

よって、申請地を木材置き場として利用する計画ですが、申請地では、申請地は、すでに木材置き場として、平成29年から利用しているため、今回借人と貸し人の、連名での始末書を添付しての、追認申請となっております。

申請地では、製材された角材板材式の資材置き場を設けます。

新たに工事をすることはありませんので、周囲への被害はありません。

また、雨水は自然浸透します。

水利権はありません。

許可基準は第二種農地の許可要件に該当します。

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして市原推進委員さんお願いします。

(市原推進委員)

この件は無断転用で始末書が出てるということで、よろしくお願いします。

(会長)

はい。

事務局からの説明そして担当推進員さんからも、追認案件で遺憾であるけども、始末書が添付されており、問題ないとの意見でございます。

それでは五条の3番についてこれより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いします。

ございませんか。

はい。

なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。

五条の3番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可とします。

続きまして、五条の4番についてです。

事務局の説明の後、あわせて山田推進委員の意見もをお願いします。

(東木原)

はい。

五条の4番について説明いたします。

地図の21ページをご覧ください。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第二種農地の畑です。

駐車場用地としての用途による申請です。

譲受人が所有する用水場施設のメンテナンスには施設内の機材の出し入れが必要です。

そのため、高所メンテナンスに使用するクレーンなどの大型重機の駐車場及び、作業スペースが必要になります。

今までは、用水常識上敷地の中で作業、駐車を、窮屈な状態で行っていたため、今回、当該施設隣接の申請地を購入することで、作業効率の上昇を図る計画です。

申請地では10tトラック1台、大型重機25tクレーン1台。

計2台分の駐車場及び旋回作業スペースを設けます。

このスペースについては、もうスライドで写っています。

右側の方に用水場施設がありますけれども、用水場施設と合わせてこの作業スペースを、設けると、この申請しなければそのスペースは、そのためのスペースはありませんので、一体となって利用する計画であります。

造成工事は盛土と補正を行いますが、盛土高は、現況の地盤に合わせるため、土砂の流出崩壊の恐れはないと思われま。

また、雨水は自然浸透します。

水利権はありません。

許可基準は第二種農地の許可要件に該当します。

事務局の説明は以上です。

担当の推進委員さんからは、特に問題ないと思われる旨の意見書をいただいています。

以上です。

(会長)

はい。

事務局からの説明、そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは五条の4番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。
五条の4番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可とします。

続きまして五条の5番についてです。

事務局の説明の後、岩田推進委員さんの意見をお願いします。

(東木原)

はい。

五条の5番について説明いたします。

地図の22ページをご覧ください。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第二種農地の畑です。

特定建築条件付用地としての用途による申請です。

転用者は、造成後一定期間申請地を建築条件つき宅地分譲用地として販売しますが買い手がつか
なかった場合は、転用者自身で住宅を建築します。

申請地では、一区画分の分譲地を造成します。

造成工事は整地を行いますが、水路側にはコンクリートブロック擁壁を設置するため、土砂の流
出崩壊の恐れはないと思われま。

また、汚水処理生活排水は、農業集落排水に接続して、雨水は自然浸透、水路に放流します。

なお、侵入口の水道場の床版工については、佐伯用地課、用地管理課に専用許可申請を行って
います。

塩月水利組合から、農地転用に伴う措置等について協議が調い特に問題ない旨の意見書が添付さ
れてます。

許可基準は第二種農地の許可要件に該当します。

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして、岩田推進委員さん、お願いします。

(岩田推進委員)

はい。

申請地は水路と宅地に囲まれた土地であり、特に問題はないと思われま。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは五条の5番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとは、はい。

河野委員。

(河野委員)

4番、河野です。

特定建築条件つきという用地。

(会長)

はい。

事務局お願いします。

(東木原)

はい。

特定建築条件付用地ということで、ですね内容としては、通常今回の農地が第二種農地、ということで、通常ですね建売住宅、が通常の転用者の方がその土地を取得して転用者の方の仕様で、住宅を建築して、土地と建物土地をセットで、販売する農地にはなってくるんですけども、制度改正されまして住宅建てる方のニーズに合わせて、一定期間ですね、こちらを宅地の造成工事を行って一時的には宅地分譲地として販売をしてですけども、注文住宅ということで、こちらの申請者の方に、住宅を建てるという中で消費者のニーズに合わせて、そのあとは住宅の仕様を決めていただいて、一定期間内でちゃんとこちら住宅建てるという、建築の請負契約をしていただいて、その中で住宅を建てていただくと、もし建てられないときには、宅地の造成工事を行ってまですので、今回の転用者の方が費用負担して、最終的には転用者の方で、買い手が見つからなかった場合は最終的には住宅を必ず建築していただくと、できない場合は許可の取り消しになるという転用の用途となっております。

以上です。

(会長)

河合委員わかりましたか。

もういいですか。

はい。

はい他にどなたかございませんか。

はい。

ないようでございますので、取りまとめたいと思います。

五条の5番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可します。

続きまして五条の6番についてです。

事務局の説明の後、清田推進委員さんの意見をお願いします。

(東木原)

はい。

五条の6番について説明いたします。

地図の23ページをご覧ください。

申請地は、都市計画区域内、第二種住居地域の第三種農地の田です。

一般住宅としての用途による申請です。

譲受人は結婚して家族が増えたことにより借家が手狭となったため、新たに住宅を建築することになりました。

申請地では、木造二階建て、建築面積 68.31 m²の住宅を建築します。
造成工事は現状のまま利用するため、土砂の流出崩壊の恐れはないと思われます。
また、汚水処理生活排水は合併処理浄化槽設置して、処理水は河川に放流します。
なお、雨水は水路に放流します。
水利権はありません。
許可基準は、第三種農地の許可要件に該当します。
事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。
続きまして清田推進さんお願いします。

(清田推進委員)

特に問題はないと思われます。
検討よろしくお願いします。

(会長)

はい。
ありがとうございました。
事務局からの説明、そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。
それでは五条の6番について、これより検討を求めたいと思います。
どなたかございましたら挙手をもってお願いします。

はい。
なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。
五条の6番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。
全員賛成ということで、許可します。
続きまして五条の7番についてです。
事務局の説明の後、亀山推進委員さん、お願いします。

(東木原)

はい。
五条の7番について説明いたします。
地図の24ページをご覧ください。
申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第二種農地の畑です。
一般住宅としての用途による申請です。
貸し人の孫である100人は結婚して、家族が増えたため増えたことにより、父母と同居の状況方が手狭となったため、また、将来の家族の増員に備えるため、新たに住宅を建築することになりました。
申請地では、隣接する宅地の一部と合わせて木造二階建て、建築面積63.61平方メートルの住宅を建築します。

造成工事は現状のまま利用するため、土砂の流出崩壊の恐れはないと思われま

す。また汚水処理生活排水は合併処理浄化槽設置し、処理水は、雨水に雨水とともに水路に放流しま

す。

水利権はありません。

許可基準は第二種農地の許可要件に該当します。

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして亀山推進委員さん、お願いします。

(亀山推進委員)

別に問題ないと思います。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明そして担当推進員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは五条の7番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

五条の7番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで許可します。

五条の8番についてですが本日、担当の小野推進委員さんが欠席のため、事務局より説明をお願い

します。

(会長)

はい。

五条の8番について説明いたします。

地図の25ページをご覧ください。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第二種農地の畑です。

貸し駐車場用地としての用途による申請です。

譲受人は申請地近辺の近辺に居住しており、申請地隣接地の宅地を造成し、譲受人が経営する、

索道会社のトラック駐車場として、平成27年頃から使用していますが、駐車スペースが手狭であるため、既存駐車場に隣接する申請地を当該駐車場等を駐車場として利用し、する計画です。

なお申請地は、すでに譲受人が代表を務める策道会社に駐車場を整備して、貸し付け利用しているため、今回、譲受人と譲り渡し人の連名での始末書を添付しての追認申請となっております。

申請地では、トラック1台分の駐車場を設けます。

新たに工事をすることはありませんので、周囲への被害はありません。

また、雨水は自然浸透します。

水利権はありません。

許可基準は、第二種農地の許可要件に該当します。

事務局の説明は以上です。

担当の推進さんからは、本案件は無断転用ですが、始末書も添付されており、現地に関しては、問題ない旨の意見書をいただいています。

事務局としても、無断転用については問題ですが、始末書からは、農地に対する知識が不足しており、悪意がなかったことが確認でき、また周囲での営農に支障をきたすことが予想されないことから、現地に関しては問題ないと思われます。

以上です。

(会長)

はい。

事務局からの説明そして担当推進委員さんからも、次に案件で遺憾であるけれども、あるが始末書も添付されており、現地については問題ないという意見でございました。

それでは五条の8番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いします。

ありませんか。

はい。

意見もないようでございますので取りまとめたいと思います。

五条の8番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで許可します。

以上で、農地法第五条の8件の審議を終わります。

続きまして、議案第23号、農地転用許可に係る事業計画の変更承認についてを議案審議いたします。

それでは一番について事務局説明と、安藤推進委員さんの意見をお願いします。

(東木原)

はい。

変更申請地について説明いたします。

地図の26ページをご覧ください。

事業計画内容の変更に伴う変更申請です。

申請地は令和4年10月11日付指令南局農振第5号の38で、農地法第五条の転用許可。

転用目的、建売住宅4棟を受けており、事業の実施状況は、用地買収、所有権移転登記及び造成工事、分筆と地目変更登記まで完了している状況です。

当初の計画では、建売住宅4棟予定し、本申請地での居住する本申請地での居住を希望するものが多く、購入希望者が多々ありましたが、建売住宅では、住宅のデザイン。

家族構成を踏まえた間取り、敷地面積等が購入者に、のニーズに対応できないため、転用目的を注文住宅である特定建築条件付用地3区画に変更する計画です。

申請時では、木造二階建て、建築面積53.63平方メートルの住宅2棟、建築面積99.75㎡の住宅1棟、計3棟を建築する計画です。

造成工事は完了しているため、土砂の流出崩壊の恐れはないと思われま

す。また、汚水処理生活排水は合併処理浄化槽を設置し、処理水は既存側溝に放流しま

す。なお雨水は自然浸透新設側溝に放流します。

城村水利組合からの意見書は、当初許可申請において添付されており、変更後の事業計画につい

ても、住宅用地のため、意見を新たに求める必要はありません。

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして安藤推進委員さんお願いします。

(安藤推進委員)

はい。

事務局の説明の通りです。

問題ないと思われま

す。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明、そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございま

した。それでは農地転用許可に係る事業計画の変更承認1番について、これより意見等を求めたいと思

います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは計画変更の一番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい全員賛成ということで承認したいと思います。

これで農地転用許可に係る事業計画の変更承認1件の審議を終わります。

それでは今回の議案審議を取りまとめたいと思います。

議案第20号、農地法第三条の14件及び議案第21号農地法第4条の4件、及び議案第22号農地

法第五条の8件につきましては、本委員会としては許可します。

議案第23号、農地転用許可に係る事業計画の方変更承認の1件につきましては、本委員会として

は、許可相当として県知事の方に意見を審査としたいと思います。

それではここで一旦休憩といたします。

再開時間を。16時。25分、10分間の休憩といたします。

(局長)

10分間の休憩となります。

あのさ、最後の関係の県知事に言ったのはあれ、県知事のが許可を持ったときに申請した案件や

け、県知事に行くというだけで、もう我々になってからやつやったらもう我々が、最後判断する

ようなことです。

(会長)

それでは時間になりましたので、再開したいと思います。

よろしいでしょうか。

それではただいまよりその他の議案、農用地利用集積計画案についてを議題といたします。

それでは農政課をお願いします。

(農政課)

はい。

お疲れ様です。

農政課の木本です。

前回の定例会でお願いしておりました利用権の新規掘り起こしと再設定についてというまとめいただいたものを利用し、利用農地利用集積計画案として作成いたしましたので、審議をお願いいたします。

座って失礼いたします。

今回の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は全部で58件となっております。

お手元の、農地利用集積計画案をご確認ください。

表紙裏の一覧表をご覧ください。

契約期間ごとの合計を読み上げます。

契約期間2年が4筆で4092平方メートル。

契約期間3年が28筆で、3万559平方メートル。

契約期間5年が5筆で3806平方メートル。

契約期間10年が15筆で8222平方メートル。

契約期間18年と8ヶ月が5筆で5424㎡。

また、農業委員会事務局より説明がありました、所有権移転が一筆で197平方メートル。

これが合計で58筆で5万2300平方メートルとなっております。

なお各契約の詳細につきましては、次のページ以降に掲載しておりますので、ご確認をお願いいたします。

また、利用権の設定等を受けるものが公社がもっているものにつきましては、農地中間管理事業としておりますので、後程、農地利用促進計画にてご説明がございます。

以上の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われまますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(会長)

はい。

ただいま農政課より農用地利用集積計画案について説明がございました。

これより質問等を受けたいと思います。

またがございましたら挙手をもってお願いいたします。

ございませんか。

はい。

それではただいまより、農用地利用集積計画案についてを取りまとめたいと思います。

賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで承認したいと思います。

続きまして利用権設定の推進についてお願いということで、農政課、説明をお願いします。

(農政課)

利用権設定の推進について、毎月満期が到来する利用権の再設定の推進と新規の掘り起こしをお願いいたしております。

満期到来者分については該当推進委員の方でリストをお渡ししておりますので、相談等を受けた場合はご所見のほどよろしくをお願いいたします。

また今回の利用権設定用紙の提出締め切りは7月18日月曜日といたします。

書類の提出については、農政課または各振興局の方になりますので、ご助言のほどよろしくをお願いいたします。

なお設定用紙が必要な場合はお届けいたしますのでご連絡をいただきますよろしくをお願いいたします。

以上であります。

(会長)

はい。

今月の締め切りは7月18日これは月曜日かな、となっておりますので、よろしくをお願いします。

続きまして農用地利用集積等促進計画案についての農政課説明をお願いします。

(農政課)

はい。

農政課の矢野です。

よろしくをお願いいたします。

座って説明させていただきます。

お手元の農用地利用集積等促進計画、括弧案に沿って説明させていただきます。

2枚目が集計表となっておりますので、ご覧ください。

今月の案件は、令和5年9月1日改正分の16件になります。

内訳としまして、契約期間5年のもの、契約更新で登記地目田。

5筆、3806平米。

契約期間10年のもの、新規で登記地目田6筆、5524平米。

契約期間、18年8月のもの、新規で登記地目田、登記地目畑、5筆、5424平米。

以上合計16筆、面積が1万4754平米となっております。

詳細につきましては、農用地貸し付け調査を添付しておりますのでご確認ください。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

(会長)

はい。農政課より農用地利用集積等促進計画案についての説明がございました。

どなたか意見等がございましたら挙手をもってお願いします。

はい。

山田委員。

(山田委員)

すいません促進計画の方ではないんですけれども、利用権設定の推進。

7月18日やっぱり会長おっしゃったように、火曜日。

(会長)

うん。

これが、これが間違っちゃうのかな。

(農政課)

はい。

申し訳ありません。

こちらがはい。

提出した利用権推薦のお願いがですね、確認したところ 18 日月曜日になっておりましたので火曜日に訂正お願いいたします。

(会長)

いや、現行の方は火曜日になっちゃうんですけど、これ、これを見たら月曜日になっちゃうから。

はいすいませんはい火曜日が正しいそうです。

(農政課)

はい。

大変申し訳ありませんでした。

(会長)

うん。

現行の方がちゃんとしとつたらな。

はい。

意見はどうですか。

はい。

意見もないようですので取りまとめたいと思います。

農政課より提出された農用地利用集積等促進計画案について、特に意見がないということに賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、農用地利用集積等促進計画案についての意見を特になしということとします。

続きまして佐伯市農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出についてを審議いたします。

除外申請。

一番より、事務局の説明の後、市原推進委員さんの意見をお願いします。

(東木原)

はい。

案件番号 1 について説明させていただきます。

お配りしている地図の 1 ページをご覧ください。

申請者は県外在住で現地を利用管理するのが困難であるため、20 年以上農地として利用していない状況です。

造成後の土地利用者は、申請資格で産業廃棄物中間処理施設を運営している法人であり、既存の駐車場でとめ切れない部分の、従業員、8 台、10 トンダンプ 3 台来客搬入来客ダンプ 2 台は、土壌や作業や土台に、停めているため、既存駐車場に停めきれない分の駐車場が必要です。

そのため申請地を当該法人の駐車場として利有効利用しをしたいと考えました。

申請時では、従業員 8 台、10 トンダンプ 3 台搬入来客ダンプ 2 台、計 13 台分の駐車場を設けます。

造成工事は整地のみのため、土砂の流出崩壊の恐れはないと思われま

す。申請地は第二種農地に当たり、造成がなされ除外がなされれば、転用の許可基準に照らして、転用の見込みがあると思われま

す。事務局の説明は以上です。

(会長)

それでは続きまして市原推進さんお願いします。

(市原推進委員)

ここは農振除外には、特に問題ないんじゃないかと思われま

す。(会長)

はい。

ありがとうございました。

担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは除外修正一番について、これより意見等を求めたいと思いま

す。どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

特になしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思いま

す。除外申請一番について、特に意見なしということに賛成される方の挙手を求めたいと思いま

す。はい。

全員賛成ということで、除外申請一番についての意見は特になしとしま

す。続きまして除外申請 2 番を事務局説明など市原推進委員さんの意見をお願いいたします。

(東木原)

はい。

案件番号 2 番について説明いたします。

お配り施設地図の 2 ページをご覧ください。

申請地は現在耕作しておらず、今後も耕作予定がない状況です。

除外後の土地利用者は、市内で建築会社を営んでいる代表者であり、市内の他にある資材置き場を 1 ヶ所にしたいと思

い、佐伯の中心となる当該土地を資材置き場として有効利用しをしたいと考えました。

なお申請地は、除外後の土地利用者の父親の土地であり、周囲の土地は転用許可を受けてすでに

借りている状況です。申請地では、現場ハウス 3 坪 2 台、現場がないときは、倉庫として使用しま

す。現場トイレ 2 台、工事看板、カラーコーンの資材置き場を設けます。

造成工事は現状のまま利用するため、土砂の流出崩壊の恐れはないと思われま

す。申請し、周囲の土地は駐車場、重機ダンプ及び建築関係資材置き場として転用許可を受けてお

りますが、許可条件である、申請書に記載された事業計画に従って事業のように希望してないた

め、転用事業の促進、次回転用時転用申請に向けての信用性の確保が必要と思われま

す。

申請地は佐伯市弥生振興局から概ね300メートル以内にある区域で、第三種農地にあたり、申請し、周囲の土地の転用事業の促進後永続除外がなされれば、転用の許可基準に照らして、転用の見込みがあると思われま。

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして市原推進委員さんお願いします。

(市原推進委員)

周りもう農振除外になって。

特に問題はないかと思われま。

(会長)

担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは除外申請2番について、これより意見等を求めたいと思いま。

どなたかございましたら挙手をもってお願いします。

ございませんか。

はい。

意見がないようございますので取りまとめたいと思いま。

除外申請2番について特に意見なしということに賛成される方の挙手を求めたいと思いま。

はい。

全員賛成ということで、除外申請2番についての意見は特になしとしま。

続きまして除外申請3番を事務局説明の後、市原推進委員さんの意見をお願いします。

(東木原)

はい。

案件番号3番について説明いたしま。

お配りしている地図の3ページをご覧ください。

申請地は現在耕作しておらず、所有者も県外在住のため、今後、耕作も見込めない状況です。

除外後の土地利用者は、当該土地は、勤務先も近く、また周辺環境も静かで日当たりもよく、前面道路も広く、車の出入りがしやすいため、平屋を立てるにあたり、土地の広さも十分にあり、希望の条件を満たす土地であったため、当該土地を戸建一般住宅用、住宅用地として有効利用をしたいと考えました。

申請地では木造平屋建ての建築面積106.82平方メートルの住宅を建築しま。

造成工事は現状のまま利用しますが、道路側にはブロック済の擁壁も設けるため、土砂の流出崩壊の恐れはないと思われま。

また汚水処理生活排水は合併処理浄化槽を設置し、処理水は水路に放流しま。

申請地は、特定土地改良事業等の施行にかかる区域内にある農地で第1種農地にあたり、第1種農地の転用は許可を原則徴して許可をすることができないと定められており、例外的に許可をすることができる場合も定められています。

本申請の住宅用地としての利用は、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域によっておいて居住する者の生活日常生活上、または業務上必要な施設で、集落に接続して設置される例外的な許可に該当するため、除外がなされれば、転用の許可基準に照らしての転用の見込みがあると思われ

ます。

事務局の説明は以上です。

(会長)

続きまして市原推進委員さんお願いします。

(市原推進委員)

事務局の方から言ったように、見た感じに問題はなることはないと思われま

す。

(会長)

わかりました。

担当推進委員さんからも特に問題なしという意見がございました。

それでは除外申請3番についてこれより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いします。

はい。

特になしとの意見が出ましたので、取りまとめたいと思います。

除外申請3番について特に意見なしということに賛成される方の挙手を求めたいと思

います。

全員賛成ということで、除外申請3番についての意見は特になしとします。

続きまして除外申請4番についてです。

本日、小里推進委員が欠席のため、事務局からの説明及び担当推進委員さんの意見も併せて

(東木原)

はい。

案件番号4番について説明いたします。

お配りしている地図の4ページをご覧ください。

申請地は、申請者自身の土地であります。畑としての現状維持が困難であるため、植林管理し

て、有効利用をしたいと考えました。

申請地の南側樹木が成長するに伴い日照通風等の影響による周辺農地への被害、防除措置が必要

と思われま

す。

またその他の周囲は林地化しているため、日照通風の被害はないと思われま

す。

申請地は第二種農地に当たり、除外がなされれば、転用許可基準に照らして、転用の見込みがあ

ると思われま

す。

なお、申請地はすでに杉を植林しているため、転用をには、推認許可申請が必要と思われま

す。

事務局の説明は以上です。

担当の推進委員さんからは、特に問題がありません。

ありませんが、もうすでに現地は次の方が植林されていますので、転用には森林許可申請が必要

それでは除外申請4番についてこれより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いします。

はい。

局長。

(局長)

今事務局、成長に伴い、何か対策が講じんといけませんっていうような説明を今されたんじゃないですかね。

(東木原)

はい、しました。

(局長)

意見として、今度の農振除外の会議の場面において述べるべき意見っていうふうに、の提案ちゅう理解でいいんですかね。

私が言うのもなんですけど。

(東木原)

はい。

農振除外ですね。

はい。

(局長)

自分が言ったことを、この会議の中で意見として、会長が出席する時に、今あなたが言ったその意見を伝えるっていう提案でいいんですかね。

(東木原)

はい。

ちょっと口述書を私が書きぶりが悪かったもんですから、もう1回そこをもう1回、そ、どういうふうに事務局の今度の会議の意見として述べる意見としての提案をもう1回ちょっと説明してくれんですかね。

(東木原)

はい。

もうこのスライド見ての通りですね。

上側が北側になるんですけどももうすでに山林であります。

そちらの方はもう特にもう植林済みであって、日照通風の影響はないと思われます。

で、下側の方が航空写真がちょっと前に戻っていただいてですね、スライド。

下側の方がまだ農地としてお茶畑があったり、水源地帯があるんですけども、若干ですね日当たりの関係で、右上の方から東から日が当たるんですけども。

印象的にあんまり問題ないと思うんですけども、ちょっと南側の方がまだ農地が茶畑とか水田地帯があるので、若干それについて樹木が大きくなった時に今すでに植林済みですけども、木を間引き、間伐したりとかですね。

そういう措置が必要ではないのかなっていうところは少し思ってますね、ちょっと実施をさせていただいたんですけども、その他の地域についてはですね、上の地域については、特にもう認可しているので、日照通風の影響はないものと思われる。

いうことで説明をさせていただきました。

はい。

(矢野委員)

7番矢野です。

これ農振除外なんで、私はよくわからんけど、これは認めちゃってこの次にきっとこれ4条かなんかできると思うんやな。

この人は、その時に、追認その他が出るのかなと。

もう、この場でそれが出てくるのかなという、どっちかなという。

今までちょっと初めて聞いた言葉だったね。

と思っただけで。

どっちにしても追認は来るでしょうけど、自分らも見に行っ、木浦の山奥ちゅうとこですけど場所が問わず、農振除外の追認という言葉が出てくるのかなという。

感じだ。

ちょっとお聞きしたいなと思いました。

(会長)

はい。

事務局。

(東木原)

はい。

農振の除外においてですね、もうすでに今回の場合であれば植林済みということなので、農振除外後の農地転用許可申請、今回は農地法第四条申請になりますけども。

その際にはすでに植林済みですので、追認許可申請という方で追認許可ということになりますので。

はい。

その対応になります。

よろしく申し上げます。

(局長)

はい。

ですね、農振除外じゃないですか。

農振除外っていうのはそもそも農振だけを除外してもゴールじゃないんですよ。

農振除外の次に待っているのは転用許可なんですよ。

でもってうちの農業委員会の意見を。

だから聞きたいわけなんですよ。

転用の見込みがあるかどうかっていうところを見込みたいんですよ。

除外するときに、いいですかここでね。

そん中でさっきの大きいなったときに、切捨て間伐なり何かせんと許可を出さんどっち。

農業委員会が言うような形であれば、転用許可が出らんどちゅうようなことであれば、先に伝えとったほうがいいんじゃないかなちゅうことなんですよ。

除外はされたけど転用許可は出らんかったちゅうのは本当に宙ぶらりんなわけですよ。

何のために除外をしたんかちゅう意味がないだけなんですよ。

たまたまここは追認で植わってるけど、植わっていないようなところで初めてするんだったら除外だけして、転用許可が出なかったら、宙ぶらりんになるだけだから、東木原さんの言った意見を除外の時ににおいて、そういったことを含め、どう農業委員会は、許可をどうか考えるぞっていうことを伝えるような提案を事務局がしたんかちゅうところ私、今確認をしたかったちゅうことです。

会長が言った時に、意見はありますかって言われたときに、特にありませんっていう話なんかどうなのかっていうところ。

皆さんがそれを言わんと判断がなかなか、何を判断すればいいんだちゅう話。

それとも、そんなこと言う必要はないんだという判断をするんか。

ちゅう話。

皆さんいいですか。

除外の目的は追認なんですけど。

どうぞ。

そうです。

そうです。

10年ぐらいしかたってねえから。

4条の転用許可ですね、追認案件の。

どうぞご意見出らんのじゃけどそんな時に会議の中で農業委員会からの意見を求められるから今こん会議にかけてるんですよ。

そんな時に何もありませんっていうのでいいのかそれともさっき言うたようなことを、農業委員会としてはっていう一言を言うのか言わないのかを皆さんに聞きよるわけなんですよ。

はい。

波戸崎君。

(波戸崎委員)

東木原さんが言われてるのは、下の茶畑の方が例えば違う地権者の方であった場合に、今ここで転用を認めてしまって、その植林してる部分、それは追認なんですけど。

がぐんぐん伸びて、下の茶畑がもう育たなくなったと。

そのときに、この植林を誰が認めたんかっていうことを、誰がどう述べるかっていうことを言われてるわけですよ。

違うんですか。

(東木原)

はい。

そうですね。

これから樹木が成長するにあたって隣接してお茶畑が南の方にあるんで下側にあるんですけど。樹木が成長にしたがって、日照通風の影響がある時にもうすでに植林してるものを、影響のない形で間引くなり、間伐したりする必要がある、防止措置を対応することが必要ではないかなというところは、この除外申請を受けてですね、私は担当をして思ったんですけども、推進委員さんからもですね特に問題ないねと。

いう意見をいただいているんですけども。

今後ですねちょっと皆さん委員さんたちにちょっとご審議とそれ以前にちょっと私担当とちよっ

と市の担当地区の推進さんが協議すべきだったんですけども、今後その面積が 3000 m²超えてくるので、常設審議委員会県の常務機関に行くともた、周辺の農地への影響を一番に心配されて、県の方からもご指摘があるかなと思ってますので。

その点についてちょっとご審議をお願いしたいと思います。

(会長)

なかなか難しいな。

(局長)

あのですね、これ追認じゃなくて新規で例えばここに植えるとしたら当然我々は隣接の影響考えます。

だからもっと広って植えだって言います。

普通新規であれば、ただ追認でありますので、どんだけよけて植えてるかつちゅうのは、あれなんですけどただ農振除外の時に一本釘を刺さんでいいんですかつちゅう話です。

さすべきじゃないんですかつちゅう話です。

それをもつての、それをもつてそこであいわかったって言った状態で除外をされてそれで四条申請にやってきて、そこはちゃんと大きくなった時には隣接影響、十分配慮しますっていう申請をしていただくのが筋じゃないでしょうかつちゅう提案です。

何も言わんでいいですっていう話じゃないんじゃないんでしょうかつちゅう話です。

じゃけん、除外申請そのものは意見でよるわけじゃないんですよ。

ただ条件として意見として農業委員会としてはその配慮を十分されたちつていうのを伝えた上で今度、会長が出席する協議会の中でどんな答えが出てくるかつちゅう会議なんでしょう。

ただ現実的にも、植えとるけんこれが除外かどうかつちゅうのはそれは除外だろうけどそんな代わりに配慮を十分せんといけんねつちゅう話。

かなつちゅうふうにありますけどね。

(会長)

どうなんですか皆さん、周辺農地に配慮するという文言を入れるかどうかということですね。

必要ですかね。

はい。

そういう形特に意見なしじゃなくして、周辺農地に配慮するし、対策ちゅうか、そういうのを望むという形になるのかな、そういう意見を今度の会議に出すと。

いうことよろしいですかね。

はい。

除外申請 4 番についてはそういうふうな意見を付したいというふうに思います。

それでいいですか。

はい。

続きまして関連がありますので、除外申請、5 番 6 番についてです。

事務局の説明の後、大下推進委員さんが帰られましたので、あわせても事務局の方で意見を付してください。

よろしく申し上げます。

(東木原)

はい。

案件番号 5 番 6 番について隣接地であり関連がありますので一括して説明をさせていただきます。

お配りしてる地図の 5 ページをご覧ください。

申請地は以前お茶としきみを栽培していましたが、現在は申請者土地所有者が高齢により耕作しておらず、今後も耕作予定がないため、山林用地として有効利用したいと考えました。

申請地の周囲はすでに林地化しているため日照通風の被害はないものと思われます。

申請地は第二種農地に当たり、除外がなされれば、転用の許可基準って出して提要の見込みがあると思われます。

なお、転用には植林計画が必要になります。

事務局の説明は以上です。

担当の推進委員さんからは、申請地のもう現況は、もうすでに集落の奥が山側にあって隣接しばもう隣地周囲は林地化しているため、周辺の影響はないと思われます。

特に問題ないのでね、ない旨の意見書をいただいています。

以上です。

(会長)

はい。

担当推進委員さんからも特に問題なしという意見がございましたそれでは除外申請 5 番 6 番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら、挙手をもってお願いします。

はい。

特に意見はないということに賛成。

すいません。

特に意見がないようでございますので、取りまとめたいと思います。

除外申請 5 番 6 番について特に意見なしということで賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、除外申請 5 番 6 番についての意見は特になしとします。

続きまして除外申請 7 番を事務局説明の後、三又推進委員さんの意見をお願いします。

大変長らくお待たせしました。

(東木原)

はい。

案件番号 7 番について説明いたします。

お配りしている地図の 6 ページをご覧ください。

申請地は現在耕作しておらず、今後耕作予定がないため、また、森度や土砂の流出を考慮して、当該土地が最適であることから、太陽光発電施設用地として有効利用をしたいと考えました。

申請地では除外後の土地利用者である個人が、192 枚の太陽光パネルを設置します。

盛土等の造成工事を行わず、わずかに整地をした後、パネルを設置するため、土砂の流出崩壊の恐れはないと思われます。

また、雨水は自然浸透します。

申請地は第二種農地に当たり、除外がなされれば転用の許可基準に照らして、転用の見込みがあ

と思われるます。

事務局の説明は以上です。

(会長)

続きまして三又推進委員さんお願いします。

はい。どうぞ。ありがとうございます。はい。

担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは除外申請7番について、ご意見等をもって。

ちょっと待って7番じゃなかった。

7番でいいんやな。

これこれ意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

内容でございますので、取りまとめたいと思います。

除外申請7番について特に意見なしということに賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、除外申請7番についての意見は特になしとします。

それでは取りまとめたいと思います。佐伯市農業振興地域整備計画の変更に係る意見は、6件は、特になしと。

そして4番については、4番でしたかな。

4番ですね、周辺農地へ、今後配慮するという意見を付するという、ことといたします。

はいどうぞ。

(局長)

すいません。

資料にですねその下に大部分が半分以上があるけどこれ編入なんですよ。

編入については特に意見を問われないっちゅうことで、特に触れないんですけど。

要は戸穴。

笠原さんのところの戸穴ですわ。

それで、広末さんという方がみかんの新種するところでな。

結局農用地じゃないといろんな事業が打てんちゅうようなところがあって、ただその1個1個番地私をおってみたら、戸穴ってもともと農用地なくしたんじゃないですかね1個もないんじゃないかな。

それで農用地のあり方っていう、果たしてそれでいいんかっちゅう話はちらっとした、その事業するから農用地になるんか、農用地やけん事業するんかっちゅうところで見たら、反対はしないけど家と家のは本当家と家の間に作るようなところがあれば、そこを農用地にするとか、そんな感じのところも結構あったんですよ。

だけん、私も事業しようという気持ちはわかるけど、果たして農用地のあるべき姿っちゅうのはどうなんかもう1回よく考えた方がいいんじゃないのっていうのと、もう1個は、さっきの追認があったじゃないすか。

始末書がついてない。

始末書を付けるっちゅうような形になってない。

その提出の要件っちゅうんか、書式が。

だからそれについては、今回、会長も含めてちょっとお願いをして、やっぱ追認である時に、5条4条であれば我々んここには始末書を作るけど、やっぱ除外ん時に始末書なくて、農政課いいんかっていうような話はちょっと。

やっぱしてもらわんといけんのじゃないかっていうふうに思いますそれでも農政課がいらんちゅうならまああれじゃけどうちとしたらやっぱ審議する上で、農用地の除外の段階でやっぱし反省の気持ちを述べていただくというのは当然の書類じゃないかな。

ある意味、添付書類として求められてないのは当然だから求めてられてないんじゃないかなちゅうような気もしますけど、そこは会長に意見を付け加えて全体的に付け加えてもらおうと思っています。以上です。

(会長)

この件については、何か皆さんから意見をもらう。

もう、当日、私が意見を述べればいいんですか。

そういうことですね。はい。

わかりました。ええ。

次続きまして非農地証明願について審議します。

一番についてですが事務局説明の後、笠村推進委員の意見をお願いします。

(天野)

いいですか。はい。

それでは非農地証明が一番の説明をします。

申請地の調査は6月16日に担当区の笠村推進委員と事務局二名で実施しました。

申請地は佐伯市、大字戸穴の一筆です。

申請地の土地の表示申請人等は議案書の通りです。

本申請地は、全所有者が農地法の知識がなく、住宅を建築し、住居として利用していましたが、その後家屋を取り壊しており、現所有者が相続した時点ですでに駐車場として利用されております。

家屋を取り壊した時期は不明であります、昭和55年の住宅地図を見る限り、住宅が建っていることは明らかであります。

現況は、スクリーンに映し出している通りのコンクリート舗装されており、この土地を農地に復元するのは、経済的損失を考慮すれば、困難な状況であります。

よって本申請地は、非農地証明書発行基準要領。

第2の5に該当します。

審議のほどよろしくお願いします。

(会長)

はい。

続きまして笠村推進委員さんお願いします。

(笠村推進委員)

はい一切何も問題ないと思われま。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

ただいま事務局より一番の非農地証明願の説明等、担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

ないということなので、取りまとめたいと思いますそれでは賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで承認したいと思います。

それでは、取りまとめたいと思います非農地証明願の1件につきましては、承認したいと思います。

これをもちまして、令和5年第7回佐伯市農業委員会を、これは副会長がやるとか。

(副会長)

これをもちまして、令和5年第7回佐伯市農業委員会を終了いたします。

皆さん長時間、ご苦労さまでございました。

お疲れ様でした。

これで終わります。

(17時22分閉会)